

オーダーメイド集計施設基準

平成 23 年 6 月 1 日
独立行政法人統計センター

サテライト機関において統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行う施設の基準は、下記のとおりとする。なお、本基準は技術革新、その他社会情勢の変化を受け、見直すことがある。

記

1 運営・管理体制について

オーダーメイド集計施設を管理する施設管理者を置いていること。

集計作業のため調査票情報を取り扱う集計担当者を置いていること。

調査票情報の保護に関する規則を定め、当該規則について組織内研修が行われていること。

2 運営施設について

調査票情報を用いて集計作業を行うため、施設管理者及び集計担当者以外の立入りを制限し、機密情報を安全に利用できる施設（以下「情報安全利用施設」という。）が整備されていること。

情報安全利用施設への入退室に際し、入退室管理システムによる氏名、所属、日付、時刻の記録を行う措置が講じられていること。

情報安全利用施設に、施設管理者及び集計担当者が用いる調査票情報の集計用のパーソナルコンピュータ（以下「集計用 P C」という。）が設置されていること。

集計用 P C に接続するサーバ装置の設置により、施設内ネットワークが構築されていること。

情報安全利用施設に設置する集計用 P C 及び機器等について、定期的にメンテナンスを行い、正常な状態を維持する体制が整えられていること。

3 調査票情報の管理について

情報安全利用施設に、調査票情報を保存した電磁的記録媒体、ドキュメント類を保管する施錠可能なキャビネット、金庫等が設置されていること。

キャビネット、金庫等から調査票情報を保存した電磁的記録媒体の出し入れを行った日時を記録する措置が講じられていること。

4 集計用 P C 等について

(1) 集計用 P C

識別及び主体認証対策（ I Dカード、パスワードの設定等）により、施設管理者及び集計担当者以外の利用を制限し、かつ利用履歴を把握する措置が講じられていること。

スクリーンロックの設定により、第三者による調査票情報の閲覧を防止する措置が講じられていること。

コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、その他調査票情報の改ざん、漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること。

提供用の電磁的記録媒体に複製する集計結果に対し、暗号化及びパスワード設定が行えるソフトウェアが導入されていること。

集計用 P Cの盗難、第三者による外部への持ち出しを防止する措置が講じられていること。

コンピュータログファイル(ファイルアクセスを記録するものを含む。)により、集計用 P Cの操作を記録するための措置が講じられていること。

外部ネットワークとの接続を遮断できる等、調査票情報及び中間生成物の外部への漏洩を防止するための措置を講じていること。

(2) サーバ装置

コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策、その他調査票情報の改ざん、漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること。

5 報告・検査措置について

施設管理者及び集計担当者の名簿、調査票情報の保護に関する規則、施設内の集計用 P C及び機器等の構成及び配置については、統計センターに提出するものとし、これらを変更する場合も同様とする。

情報安全利用施設は、定期的に統計センターの検査を受けること。また、施設の開設若しくは設備等の変更を行った場合も同様とする。